議案第６１号

京田辺市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

京田辺市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日　提出

京田辺市長　　上　村　　崇

（提案理由）

本件は、人材の長期的、継続的な勤務を促進する観点から、地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、提案するものである。

京田辺市条例第　号

京田辺市職員の配偶者同行休業に関する条例（案）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２６条の６第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）から第３項まで、第６項から第８項まで及び第１１項において準用する法第２６条の５第６項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第２６条の６第１項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第２条　任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第３条　法第２６条の６第１項の条例で定める期間は、３年とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第４条　法第２６条の６第１項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（６月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第８条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

（１）　外国での勤務

（２）　事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

（３）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前２号に該当するものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請）

第５条　配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第２６条の６第１項に規定する

配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

２　任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第６条　配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第３条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

２　第２条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第７条　法第２６条の６第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第４条第１号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第８条　法第２６条の６第６項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（１）　配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

（２）　配偶者同行休業をしている職員が、京田辺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年京田辺市条例第１号）第１４条に規定する特別休暇（当該職員の出産を理由とするものに限り、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１５条第１項に規定する企業職員のこれに相当する休暇を含む。）のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合で規則等で定めるものを取得することとなったこと。

（３）　任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員

の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第９条　配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

（１）　配偶者が死亡した場合

（２）　配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

（３）　配偶者と生活を共にしなくなった場合

（４）　前条第１号又は第２号に掲げる事由に該当することとなった場合

２　第５条第２項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第１０条　任命権者は、第２条又は第６条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第２号に掲げる任用は、申請期間について１年を超えて行うことができない。

（１）　申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

（２）　申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

２　任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

３　任命権者は、第１項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第１１条　配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を

１００分の５０以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

２　配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

（委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（京田辺市職員定数条例の一部改正）

２　京田辺市職員定数条例（昭和２８年京田辺市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第４条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

（３）　京田辺市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和８年京田辺市条例第　号）第２条の規定により配偶者同行休業をしている職員

（京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正）

３　京田辺市職員の給与に関する条例（昭和３２年京田辺市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項に次の１号を加える。

（６）　配偶者同行休業（法第２６条の６第１項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第１７条第２項に次の１号を加える。

（８）　配偶者同行休業をしている職員

第１７条第５項に次の１号を加える。

（６）　配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、

その２分の１の期間

第１８条第２項第２号中「第７号」を「第８号」に改める。

（京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

４　京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４３年京田辺市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２０条の４の次に次の１条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第２０条の５　地方公務員法第２６条の６第１項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

（京田辺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

５　京田辺市職員の育児休業等に関する条例（平成４年京田辺市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２６条の６第７項又は育児休業法」に改める。

第８条中「（昭和２５年法律第２６１号）」を削る。

第９条第１号中「育児休業法」を「地方公務員法第２６条の６第７項又は育児休業法」に改める。

京田辺市職員の配偶者同行休業に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現　行	改正理由
［京田辺市職員定数条例の一部改正（附則第２項関係）］	［京田辺市職員定数条例の一部改正（附則第２項関係）］	
（定数外）	（定数外）	
第４条　次に掲げる職員は、第２条に規定する職員の定数外にある者とする。	第４条　次に掲げる職員は、第２条に規定する職員の定数外にある者とする。	
（１）及び（２）　（略）	（１）及び（２）　（略）	
（３）　京田辺市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和８年京田辺市条例第　号）第２条の規定により配偶者同行休業をしている職員		配偶者同行休業の追加
（４）　（略）	（３）　（略）	号の繰下げ
［京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正（附則第３項関係）］	［京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正（附則第３項関係）］	
（給与の口座振込み）	（給与の口座振込み）	
第６条　（略）	第６条　（略）	
２及び３　（略）	２及び３　（略）	
４　職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、前項に規定する日割計算によりこれを支給する。	４　職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、前項に規定する日割計算によりこれを支給する。	
（１）～（５）　（略）	（１）～（５）　（略）	
（６）　配偶者同行休業（法第２６条の６第１項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合		配偶者同行休業に関する日割規定の追加
（期末手当）	（期末手当）	
第１７条　（略）	第１７条　（略）	
２　前項の規定により、期末手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	２　前項の規定により、期末手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	
（１）～（７）　（略）	（１）～（７）　（略）	
（８）　配偶者同行休業をしている職員		期末手当に係る
３及び４　（略）	３及び４　（略）	配偶者同行休業
５　第３項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とし、次に掲げる期間を算入しない。	５　第３項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とし、次に掲げる期間を算入しない。	の取扱規定の追加
（１）～（５）　（略）	（１）～（５）　（略）	
（６）　配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その２分の１の期間		期末手当に係る配偶者同行休業
６～８　（略）	６～８　（略）	の取扱規定の追
（勤勉手当）	（勤勉手当）	加
第１８条　（略）	第１８条　（略）	

京田辺市職員の配偶者同行休業に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現　行	改正理由
２　前項の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	２　前項の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	
（１）　（略）	（１）　（略）	
（２）　第１７条第２項第３号から第８号までのいずれかに該当する者	（２）　第１７条第２項第３号から第７号までのいずれかに該当する者	勤勉手当に係る
３～６　（略）	３～６　（略）	配偶者同行休業の取扱規定の追加
［京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第４項関係）］	［京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第４項関係）］	
（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）		
第２０条の５　地方公務員法第２６条の６第１項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。		給与に係る配偶者同行休業の取扱規定の追加
［京田辺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第５項関係）］	［京田辺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第５項関係）］	
（育児休業をすることができない職員）	（育児休業をすることができない職員）	
第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	
（１）　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２６条の６第７項又は育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員	（１）　育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員	配偶者同行休業の追加
（２）～（４）　（略）	（２）～（４）　（略）	
（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）	（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）	
第８条　育児休業をした職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整する。	第８条　育児休業をした職員（地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整する。	対象範囲の拡大に伴う文言整理
（育児短時間勤務をすることができない職員）	（育児短時間勤務をすることができない職員）	
第９条　育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第９条　育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	
（１）　地方公務員法第２６条の６第７項又は育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員	（１）　育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員	配偶者同行休業の追加
（２）　（略）	（２）　（略）	